

日本資本主義における従属労働関係の法的構造（その六）（完）

—産業資本確立期を中心とする研究—

宇 田 咱 郎

On the Legal Construction of the Dependent Labour Relations in the Capitalism in Japan (Part 6)

— A Study at the Age of Establishing Processes of Industrial Capital —

By

Ziro UDA

(Juristical Seminar, Education Faculty, Kochi University)

四 〔結 語〕

一 既にみたように、たとい就業規則中に、労働力の侵害に対する扶助の規定をおいた場合にも、それが空文と化したというが如く、経営者の恣意的な (willkürlich) 決定が支配的である事態の下に、契約責任の観念を応用することは困難であり、あるいはまた、かかる事態の下に、災害につき、経営者側の主観的意思に瑕疵 (故意・過失) が存する場合に、不法行為理論を適用しても効果は期待し難いとすれば、工場災害の危険に不断にさらされている労働者にとって、第三章以下の論述を総合するとき、契約を媒介として彼が送りこまれた工場は、「日本之下層社会」の著者の表現を以てすれば「今日日本の工場なる者は、即ち唯だ一定の時間労働に服する場所にして、雇主より言へば若干の金銭を給して或製作所品を供給せしめ、労働者に於ては若干の賃銀を得んがために仮に資本家を主人と仰ぎて労働に従事する所の、金銭と物品とを交換する一事を除けば、何等の人情なく徳義なき索莫たる一建築物のみ」⁽²³⁾と化するは、けだし必然の事態といわねばならぬ。法的に表現すれば、生産の場所は、法原理によって保障される、労働力の自由な人格的存在に対する何等の配慮を伴わない、ただ一方的な人身拘束の場所のみと化する。

然るに、かくの如き事態を当然のものとして生起せしめた法的形式的原由は、やはり、これを雇傭契約関係に一応求めなくてはならぬ。すでにして、契約条項として、労働者の傷病死に対する何等の経営者の扶助義務を契約することはなかつたのであるから、契約自由の原理の形式理論からすれば、工場災害について、経営者は、民法上の不法行為理論が適用されうる場合の外は、私法上の扶助責任を負担せしめられることにならぬが、扶助義務を契約条項に定めぬばかりか、反って、経営者は契約概念を媒介として、その優越的地位に基づいて、例えば、

「本人一身上ニ付如何様ナル事故出来候モ渾テ保証人引受毛頭貴殿へ御迷惑相懸不申候事右ノ条々確守候云々」⁽²⁴⁾（「織物職工事情」の報告する「機業伝習」契約書）

なる、封建的形式を利用した契約条項を労働者に一方的に承諾せしめ、以て災害事態に対する一切の責任を免れんとする意図をこそ表白したのである。資本と労働力、労働力相互間の、生産共同関係の構造の観点からいっても、市民的規範の社会的妥当性を著しく欠如する如き、かかる契約条項 = 不自由規定によって、労働力に対する封建的強制の支配体系を、資本制の法則の規定性の上に累加して、生産関係の中に樹立することを企図したところにおいて、経営者が行う救済は、それが、かの往時の奴隷所有制 (Ancient Slave-holding System)・農奴制 (Kolonensystem) において、

一個の身分関係の中に労働力支配と生活保障が同時に内在する場合の一方的な保護とは、工場生産が本来身分の関係に立たぬことによって、理論的規定的には異質のものでありつつも、とはいえ、それは、かかる前近代的保護形態の条件の再出たるの実態を有するといっても過言ではないであろう。

つまり、かかる意味において、扶助は「扶助」たりえず、恰も、その前近代的性格は、賃金、労働時間、さては契約「期間」が、すでに分析した如く、近代的な意味・性格をもちえなかったことに対応するかの如くであるのである。

かくて、労働者は、経営者の Gewalt が、彼が行う救済を企業者責任の代替物としての恣意的 willkürlich な慈恵たらしめる限りにおいて、「人たるに値する」ことを条件とする近代者の生活の保護からは、恐らくは凡そ隔絶した、微々たる給付をうける状態の下に、自由なる搾取のただ対象としてのみ存在する自己を見出さなければならなかったわけである。

二 さて、それはそれとしても、然らば、扶助の実態性格は何処に求めるべきであろうか。前記二の一において、扶助は、それが有する他の機能に依存する恩恵として任意に恵与する立前がとられることによって、その慈恵すらも、その絶対的内容において貧困ならしめられ、従って近代的たりえなかったことを示唆しておいたのであったが、その他の機能とは何であろうか。

産業資本家が貨幣と交換して買入れた労働力＝商品であることによって、彼の意思管理の下に使用される商品として、労働力商品の存在形態が彼にとって現われるとすれば、論者から、明治絶対主義官僚として呼ばれる岡実氏さえも、その冠詞にふさわしき非民主的思想を表現しつつも

「夫レ職工ハ工業主ニトリテハ之ヲ生産用具ノ一種ト看做スヘキモノナリ、機械ニ破損ヲ生スレハ工業主ノ負担ニ於テ之ヲ修繕スルハ当然ナリ、〔然ルニ無償ニテ収容シタル職工ニ対シテハ、以上述フルカ如キ事実アリトスレハ、速ニ一定ノ制度ヲ立テテ職工ノ病傷死ニ対シ、扶助ノ義務ヲ負担セシムルハ妥当ナリト信ス。〕」⁽²⁵⁾

と主張した如く、労働力＝商品の「修繕」＝扶助は産業資本家の彼の「自己関係」に属する企業経営者責任でなければならぬ。だが、それにもかかわらず、彼等の労働力＝労働者に対する「保障」は、この場合、「支配」のみを強調する思想の前に、問題にならないものとして、もろくも排除されたことは、かかる思想を基盤とする、次に述べる如き産業資本家の社会政策思想が、これを裏づけるべく、雄弁に物語るものである。

即ち、彼等のメンバーたる紡績資本家は、第一回農商工高等会議を契機とする、工場法制定問題に際して、

「若シ夫レ、前述ノ紡績職工ヲ彼ノ地方ニ於ケル洗濯女、飯焚婦其他農家ノ奴婢ノ如キ一朝病痾ニ罹ルコトアルモ直チニ医師ヲ迎フルヲ得ズ、狭隘ナル部屋又ハ矮少ナル一室ニ臥シ、容易ニ医薬ヲ服スルコトヲ得ズ、草根木皮ノ如キ或ハ無効ノ売薬ヲ服スル者ニ比セバ其差實ニ霄壤モ管ナラザルナリ」⁽²⁶⁾

として、半封建的隷農制下の窮乏農民の生活水準、ルンペンの状態、賃労働者になる前の状態をたえず引合いに出して、これらの者の生活状態と比較すれば、工場労働者状態はむしろ甚だ良好なることが証明されるのであり、かかる比較をなすことなくして「単に職工其物のみの状況を見て」とやかくいうは「云はれた義理にはあらざるべし」とされる⁽²⁷⁾ ことによって、事実としての労働者階級の窮乏状態を否定し去り、以てわが国最初の労働者保護法＝工場法の制定に反対したのであった。が、紡績資本家のかかる社会政策思想は、産業資本確立期における身分的＝絶対的権力的——農奴制・奴隷制的労働関係の直接の責任者たる産業資本家たちに共通する特質的現象であったといわねばならない。

これによってこれをみれば、最早多言を弄する必要はないであろう。即ち、右の如く、資本の意思が、労働者の窮乏に目をつむり、その労働条件を隷農制的範疇に止めようと意図するところにおいて、災害扶助が近代的な意味における「補償」たりえず、それが慈恵的社会政策として登場する場合、慈恵は企業負担・責任を免れんがために出現したことによって、労働者状態の改善に役立つ

ことよりも、反って、労働能力の喪失状態に対する救済の恩恵を詐術として、工場生産への労働力の牽引力を保持せんとする試みを示すものであり、職場での労働強制を担保するための、つまりは、身分的な隷属関係に拘束しておくための手段として、利用されたにすぎないものであったといわねばならぬのである。

田村教授は、かつて、その論文「批評論的見地ニ立テル権力関係概論」の中において、「権力」の学問的定義を試みて「権力トハ、目的実現ノ為ニ若クハ其ノ実現ヲ担保スル為ニ、意思表示若クハ実行使使ノ形式ニ於イテ、不定ノ事項ヲ為シ得ルコトヲ言フ」⁽²⁸⁾ といわれたが、いささか過剰な比喩たるを免れ難いのであるが、この論理を適用してみた場合、扶助は、それが、恰も賞与制度や強制貯金制度、さてはまた寄宿舎制度と連関しつつ結合する如くであるところにおいて、資本の絶対的権力が労働力の資本制的搾取という目的実現のために、もしくは、その実現を担保するために、恩恵の意思表示の形式において出現した、その絶対的決定=恣意によりないうる「不定の事項」の一つの構成部分であって、決して、労働者の生活安定という基本的指標を志向した、一定の社会政策=福利施設の範疇に組み入れられるべき実態(性格)を有するものではない。つまりは、かくの如き意味においては、それは、資本権力の絶対的支配の一構成内容を占めるものであるといわざるをえないであろうし、そうだとすれば、それゆえに、災害扶助をめぐる労働者と産業資本家・工場主の関係は、やはり身分的=絶対的支配関係を何程も出ることなく、そのようなものとして、第二章が明らかにした、かの雇傭契約関係に還元され、吸収されるものであることを、失わないのである。

〔註〕

- (1) この点は明治絶対主義官僚の名を冠せられる岡実氏さえも指摘したところであり(岡「工場法論」198頁参照)、明治20年代前後にわたって、各府県において多くの工場取締規則が制定された所以の主要な部分もまた、この点に関係している(岡・同上書 104頁以下参照)。
- (2) これらの統計的数字については「職工事情」第1巻に記録されている。なお日清戦役直後のものとしては風早「日本社会政策史」82頁第1表を参照。日露戦役直後以降のものについては岡・前掲書附録を参照。
- (3) 然し、この工場法の制定とて、人道主義的社会正義に基づくというよりは、資本家的「経済的必要」に根ざしていることを注目すべきである。
- (4) 「職工事情」第1巻 110~1頁、傍点は宇田。
- (5) 同上 第1巻 190頁。
- (6) 同前 第1巻 271~2頁、傍点は宇田。
- (7) 同前 第1巻 190頁。
- (8) 同前 第1巻 273~4頁、傍点は宇田。
- (9) かかる就業規則の事例については 同前 第1巻274~5頁参照。
- (10) 織物工場につき 同前 第1巻 274、276頁。紡績工場につき 同前 114頁。なお岡・前掲書 208頁参照。
- (11) 「綿糸紡績職工事情」、同前 第1巻 114~22頁参照。
- (12) 横山源之助「日本之下層社会」、岩波文庫版 238~42頁、傍点は宇田、傍○印は横山。
- (13) 「綿糸紡績職工事情」、同前 第1巻 113頁。
- (14) 「生糸職工事情」、同前 第1巻 190頁参照。「織物職工事情」、同前 第1巻 273頁参照。
- (15) 岡・前掲書 209頁。なお、「綿糸紡績職工事情」、同前 第1巻 113頁参照。
- (16) 同前 第1巻 113頁。
- (17) 同前 第1巻 190頁、傍点は宇田。
- (18) 明治35・10談、同前 第3巻 324頁。
- (19) 明治44年の「工場法」(同年3月28日法律第46号)はその第15条に、明治38年の「鉱業法」(第80条)同様の、工場経営者の扶助義務(但し、労働者の重過失の場合は免責を認められる)を規定した。
- (20) 吾妻教授はその著書において、扶助は、初期の工場生産の段階においては「いわば絶対的支配の内容をなすものであったともいえる」とされる(吾妻光俊「近代社会と労働法」151頁)。
- (21) 風早八十二「日本社会政策史」100~1頁参照。
- (22) この点については、昭和18年刊、菊池勇夫「労働法の主要問題」253頁参照。

なおまた、最近における災害補償理論については、季刊労働法第27号（昭和33・3・1刊）所収の荒木誠之、窪田隼人両助教授の論文を参照。

- ㉓ 横山・前掲書、岩波文庫版 239頁、傍○印は横山。
- ㉔ 「職工事情」第1巻 255頁。
- ㉕ 岡・前掲書 209～10頁。
- ㉖ 風早・前掲書 125頁における、大日本綿糸紡績同業連合会編「紡績職工事情調査概要書」86頁の引用を借用。傍点は宇田。
- ㉗ 風早・前掲書 124～5頁における、第1回農商工高等会議議事速記録及び東洋経済新報明治30年第69号14頁以下の引用を借用。
- ㉘ 浅井清信「労働契約の基本問題」163頁における、法学論叢1巻690頁よりの引用を借用。

〔全体の結び〕

以上を以って、われわれの課題は終わったのであるが、すでに概ね各章毎に「結語」をおき、しかも、それらはすべて、前後の論旨を回顧しあう内容をもたしめることによって、全論述の総合的な理解に資することを一応意図したことゆえ、本稿の性格上、今さら分析を終えるにあたって格別の事情は残されてないとしても、ただこれまで言及することをしなかった点を加味して、念のための蛇足をあえて加えてみようと思う。

一 本論全体の論旨の総合によって、結論として一言にいえることは、資本制従属労働に関する一般論的な理論構成はわれわれが考察の対象とした初期の工場生産関係における労働者状態については、即自的には妥当するものではないことである。しかしこのことは、再びいうまでもないことであるが、あえていえば、左の一言的な表現に依存するものである。

産業資本確立期の段階における工場生産関係は、所有関係の支配領域としての・近代的な労働の分業と協業との有機的管理統轄組織——資本制的生産技術構造の内的要求での側面——の上に、法理念として所有の支配から分離される関係としての、非近代的な「強制」Zwang・権力 Gewaltの組織の要素が追加されたものとして現実的に現われている⁽¹⁾、ことである。そして、そういうことの事情は別言してみれば、具体的には次の如く考えられる。

二 個人的労働によって、個人的な収入を得、しかし個人的生活を樹立するという近代的な賃労働の形態、即ち私的労働の個性が、農村社会における家父長制的家族制度——民法典に基礎づけられる家長の身分的支配権とこれに対する子女の身分的な絶対的服従意識が支配する環境の下に、一般的に欠如していたことが影響したところに、労働契約は近代的な等価交換の法則によって媒介された規範関係の構造をとりえなく、目に見える現象形態としては近代的な契約概念を借用することによって、実質的には絶対主義的家父長制権力に媒介されて、内在的には生産関係の基本的形態としては家父長制的な身分的要素＝強制が結合したもの——あるいはかかるものを措定した——であった。雇傭契約の身分的＝絶対的権力内容。（第一章及び第二章の分析）

直接労働過程＝労働関係即ち労働力の組織的關係もまた——いや、労働力の再生産過程も含めて〔寄宿舎制度〕——、労働契約のかような性格・構造に対応する。即ち、現実の労働関係——労資関係の法＝規範的側面は、産業資本案の一方的・絶対的支配権の樹立と、特殊＝刑罰的な経済外的強制を利用することによる・その活動によって、身分的＝絶対的な強制関係の中に解消的に埋没しながら、自らを近代的な形態として貫徹しえなかったのであり、資本はかかる非経済的な規定の上に安定し、且つこれを維持した。（第三章乃至第六章）かかるところに、近代的な労働関係——労働者との対立的関係＝市民社会関係——の欠如ないし著しき未成熟な関係の現実的基礎づけがなされる。

三 前述のことは更に、当時での労働力の基本的形態がその給源地たる農村の貧窮なる家計補完

型出稼労働力であることに媒介されて、全体社会的な現実的には、次のような特殊歴史的な範疇的体制的な事情にも依存しているところの・過渡的な社会的形態であることが留意されるべきであろう。

労資関係が上述の如き非等価交換的にして——従って民法典に採用されている近代法原理を以ては律しえない——身分的な権力支配＝強制の秩序として現われることを、可能且つ強く表現するならば必然ならしめたものは、工場労働関係が、絶対制的政治権力——一般論によれば明治憲法典に集中的に表現される——の物質的基礎をなすところの・農村における地主対小作人の非等価交換的な——半封建的な強制関係に対応し、あるいはかかるものを安定さすべきためには、自らのみが近代的なものとしてこれとは矛盾＝漸層をつくり出さないことが、体制的な要請でもあったということである。

然し、何れにしても、常識論的ではあるが、かように、工場生産関係従って労資関係が、純粋に資本制的経済法則——貨幣関係によって媒介されていなく、労働力再生産の家父長制家族制度的構造原理によって媒介＝規定されている限り、正しくそれは近代的なものでなく、封建的な関係であるというべきであることは異論はない⁽²⁾。そして、かかる市民社会的規範原理に著しく矛盾する社会的支配関係の定着の媒介契機をなしたものは、法典の上では——「言葉」——近代的な形態を受けながら、現実的には——「事物」——国家の強力な規範関係の保障という意味をもって必ずしも現われない構造での政治・社会体制の下にローマ法の伝統を有せず、人間生活関係の中における法律情態を長期にわたって欠如したことが何程か影響する、全体社会の非市民社会的要素——（近代法典の制定実施は明治国民の近代法意識の即時的な形成に直結するものでなく、社会的土壌での法意識の生成こそが法の実効を期待させ可能ならしめる）——であるに外ならない⁽³⁾。

四 終りになお一つの事柄がこの“結び”の文章の支点として、残されている。

法原理的には、純粋に私法的権利義務関係＝債権関係（これ自体は私的所有権の発展形態）——私的個人と私的個人との対立関係——たるべき近代的生産関係は、当時のな過渡的形態としては、(一)による規定づけを別の表現をとっていえば、いわば行政的＝公法的関係——政治的支配原理の中に解消してあらわれる・そのようなものとして全体社会の半封建的絶対主義的・非市民社会的秩序に矛盾することなき、その有機的部分として再編成されているというべき社会的形態をとっているが、かかる事情は、法的側面からすれば、何を意味するであろうか。本論文の趣旨（序言及び緒言の三並びに「論文要旨」中の第二を参照）にも徴し、所有関係の規定性の観点から、ごく簡約に検討を加えておこう。

近代的所有権においては、すでに知られるように、例えば労働関係に関する場合、生産手段所有権という言葉で語られる如く、その本来的な私的性質は、人の物に対する「排他的独占」の支配権能として——その意味での私的所有権＝商品所有権として——抽象的に現われ、人と人との現実的な諸関係（＝社会的性質）——現実の支配と強制（経済的）は、かかる観念的な所有権から分離されており、この分離を決定し且つ媒介するものは所有権の「自由」（法形式としては「契約」）である⁽⁴⁾。即ち近代的所有権の近代性は、所有権が人の固有の物質的支配の領域として意識され、現実の命令と服従の人的関係を含まないというその観念性が確立されるところにおいて、社会的に確立される、と同時に、その・かかる超現実的な抽象的存在であることが、現実の人的諸関係こそが所有権の実質的内容である封建的所有権⁽⁵⁾ から区別される本質的基礎である。してみれば、物質的側面においても、人の意識の側面においても、前出所有関係の社会的な明確化こそが、資本制的近代的な所有関係における合理的精神の支配を可能ならしめる端初・起点でなければならず、この意味において、所有関係からの現実的・精神的要素＝人間関係の排除が完全に行われるところに、近代的にして資本制的な諸関係の基礎づけ——市民社会の確立——が可能となるのであって、例え

ば、物の所有者と非所有者との間に、「自由」=優越的地位とその否定的觀念の兩極的分裂の意識⁽⁶⁾が樹立されて未だ濃厚に支配していた、わが明治期の農村生活関係にかかる意味での近代的なものは見出しえない。

前提がいささか遠攻的すぎたが、要するに、単純な透明な貨幣関係(=価値法則)——私的所有権の発展たる私法的権利義務関係=所有権法秩序——として存在すべき生産関係=労働関係が、右の如き農村生活関係における所有権「自由」の意識の近代的なものの未確立にも反射的に影響されつつ、その内面に物的な支配と人的な権力的支配=強制(経済外的要素)とが結合的に(勿論、直接的に・ではない)現われている、とみられる、その限りでは、近代的資本所有権の確立(個別産業資本家の意識の側面においても)を——従って近代的な労働関係の存在を——主張することはできない。このことを法範疇的な側面からみて換言すれば、かかる変態的にして非近代的な関係は、上記・所有権の自由、及びその社会的側面たる契約・人格の「自由」という近代的な範疇の確立が、——時代的・体制的な範疇性において——構造的に過渡的に妨げられている、ところに現われる法現象である。そして、かかる法範疇的な確立を阻害する変態的な法現象を媒介するべき「機関」として作用したものをこそ、かかる部分社会的強制関係の法的外皮としての立法・司法・行政権(地方制度を含む)の特権的な身分的階級制の装置機構⁽⁷⁾に外ならない。

〔註〕

(1) 川島武宜「所有権法の理論」89頁参照。

(2) 川島・前掲書97頁は、資本制生産における所有権の歴史的性質の側面から、農業生産関係に関してこの点に言及している。

(3) 近代法典(民・商・刑法など)の編さん制定の過程が、法の直接的主体の担当者たる人々の生活の土壌からの法意識の生成に基本的には基礎づけられず、条約改正という専ら外的な条件によって急迫されたことや、あるいは、市民法的規範意識が社会的人間関係の基盤に十分に成熟固着せざる間に、——従って社会的規範意識が全体として市民法を十分に消化せざる間に——本来後市民法体系としての社会法(橋本文雄「社会法と市民法」340頁参照)=「工場法」が出現したということは、かかる意味において留意されるべきであろう。

(4) 川島・前掲書 121頁参照。

(5) この点を明らかにしたものが別冊拙稿「前近代社会における労働の従属的關係の法的構造」所収「封建制(1)」及び「同(2)」〔特に(2)〕である。

(6) かかる点に関するわが國一般の伝統的性格について言及したものとして、川島・前掲書66頁参照。

(7) 明治國家のかかる統治機構について、例えば下記などの文献を参照。講座・日本近代法発達史第2巻所収・染野義信「司法制度」、同第3巻所収・和田英夫「行政裁判」及び平野義太郎「官僚法学」、同第8巻所収・大島美津子「地方制度」。小早川欣吾「明治法制史論・公法之部」上巻(545頁以下)、同下巻(561頁以下、660頁以下、810頁以下、1099頁以下)。明治文化史・法制編(465頁以下)。熊谷開作「日本近代法の成立」(153~162頁)。平野義太郎「日本資本主義社会の機構」(298~302頁)、同氏「日本資本主義の機構と法律」所収・「議会および法制史」。

—— 完 ——

全 主 要 参 照 文 献

- (1) 明治31年刊、佐藤正夫編「民法講義・第三編債権之部」
- (2) 明治32・5・15刊、大鐘彦市、松村敏夫「民法講義(親族相続之部)」
- (3) 明治(年月日不明)刊、巖谷孫藏、宮田四八「民法講義(総則之部)」
- (4) 明治31年刊、大日本紡績連合会「紡績職工事情調査概要書」
- (5) 明治31年刊、横山源之助「日本之下層社会」(岩波文庫版)
- (6) 隅谷三喜男「日本賃労働史論」
- (7) 明治36・4・10、片山 潜「労働問題の過去現在及将来」、雑誌「太陽」第9巻第4号

- (8) 風早八十二「日本社会策史」
- (9) 平野義太郎「日本資本主義社会の機構」
- (10) 小川信一「労働者の状態及び労働者運動史 上下」
- (11) 明治36年刊, 農商務省商工局工務課「職工事情」第1巻の解説(土屋喬雄)(昭和22・12, 生活社版)
- (12) 大正2・10・25刊, 岡 実「工場法論」
- (13) 昭和32・9・1, 労働統計調査月報, 第9巻第9号
- (14) 山田盛太郎「工場工業の発達」, 日本資本主義発達史講座
- (15) 明治42・12・25刊, 桑田熊蔵「工場法と労働保険」
- (16) 明治44年刊, 農商務省「工場通覧」
- (17) 大日本帝国議会誌, 第8巻
- (18) 野呂栄太郎「日本資本主義発達史」, 岩波文庫版
- (19) 大正8年刊, 国家学会編「明治憲政経済史論」
- (20) 平野村役場「平野村誌 上下」
- (21) 番妻光俊「近代社会と労働法」
- (22) 山中康雄「労働法の基礎理論」
- (23) 明治43・3・15刊, 関 一「労働者保護法論」
- (24) 岸本英太郎編「明治社会運動思想 上下」, 青木文庫版
- (25) 明治36年刊, 農商務省商工局工務課「職工事情」及び同附録一, 二, 昭和22・12, 生活社版
- (26) 明治35年刊, 農商務省「工場調査要領」
- (27) 牛山才次郎「日本之製糸業」
- (28) 大河内一男「社会政策(総論)」, 有斐閣全書
- (29) 佐藤信淵「坑場法律」
- (30) 明治44年刊, 「日本鉱業誌」
- (31) 菊池勇夫「労働法の主要問題」
- (32) 水谷嘉吉「日本鉱業法論」
- (33) 明治41年刊, 農商務省鉱山局編「鉱夫待遇事例」
- (34) 「石見銀山旧記」
- (35) 明治20・9・17, 「東京経済雑誌」
- (36) 「三池炭鉱誌」
- (37) 「明治前期財政経済史料集成」第15巻, 第18巻, 第19巻
- (38) 日本評論新版, 法学体系系コンメンタール篇, 我妻・有泉共著「債権法」
- (39) 大正15・10・3刊, 末弘巖太郎「労働法研究」
- (40) 絹川太一「本邦綿糸紡績史」第1巻~第7巻
- (41) 明治44・4・3刊, 大正2・6・13訂正版, 関 一「工業政策 上下」
- (42) K. Marx(マルクス)「資本論」第1巻, 改造社版, 日本評論社版
- (43) 細井和喜蔵「女工哀史」, 岩波文庫版
- (44) 石井照久「懲戒解雇と就業規則」, 季刊労働法第18号
- (45) 石井良助編「明治文化史 第二巻・法制篇」
- (46) 花見 忠「懲戒権と懲戒解雇」, 労働法律旬報 第216号
- (47) 峯村光郎「懲戒権の法的根拠」, 季刊労働法 第18号
- (48) 沼田稲次郎「就業規則の法的性質」, 労働法 第4号
- (49) 番妻光俊「解雇」(労働法学選書)
- (50) 石川吉右衛門「懲戒解雇」, 東洋経済新報社編「解雇をめぐる法律問題」
- (51) アルベール・トマ「労働史講話」, 協調会訳
- (52) A. Smith, The Theory of the Moral Sentiments. 1759(道徳情操論)
- (53) A. Smith「国富論」(Wealth of Nations), 岩波文庫版
- (54) 河上 肇「経済学大綱 上下」
- (55) 高島善哉「経済社会学の根本問題」
- (56) 高橋幸八郎「近代資本主義の成立」
- (57) 高橋幸八郎「市民革命の構造」
- (58) 高橋幸八郎「近代社会成立史論」

- (59) 飯島幡司「日本紡績史」
- (60) 明治36・9・20刊, 群馬県内務部「群馬県蚕糸業沿革調査書」
- (61) 和田英子「富岡後記」
- (62) 石原 修, 新稿, 「労働衛生」
- (63) 「大日本帝国議会誌」第5巻
- (64) 大審院判決録, 大正4年刊
- (65) M・ウェーバー「一般社会経済史論」(M. Weber; Abriss der universalen Sozial-und Wirtschafts-geschichte), 黒正巖他訳 上下
- (66) 石浜知行「労働の歴史」
- (67) 荒木誠之「災害補償理論の展開」, 季刊労働法 第27号
- (68) 窪田隼人「災害補償と損害賠償」, 季刊労働法 第27号
- (69) 浅井清信「労働契約の基本問題」
- (70) 拙稿「所有権の歴史性 D 封建制 (1)」, 高大教育学部研究報告 第10号
- (71) 拙稿「所有権の歴史性 D 封建制 (2)」, 高大学術研究報告 第7巻 第36号
- (72) 拙稿「所有権の歴史性 C 古代奴隷所有制」, 高大学術研究報告 第6巻 第3号
- (73) 川島武直「所有権法の理論」
- (74) 橋本文雄「社会法と市民法」
- (75) 染野義信「司法制度」, 講座・日本近代法発達史 第2巻
- (76) 和田英夫「行政裁判」, 同上 第3巻
- (77) 平野義太郎「官僚法学」, 同上 第3巻
- (78) 大島美津子「地方制度」, 同上 第8巻
- (79) 小早川欣吾「明治法制史論・公法之部 上下」
- (80) 熊谷開作「日本近代法の成立」
- (81) 平野義太郎「日本資本主義の機構と法律」
- (82) 三瓶孝子「日本綿業発達史」
- (83) 矢野兼三「工場災害扶助論」
- (84) 海野幸徳「貧乏と奴隷」
- (85) 吉田英雄「日稼哀話」
- (86) 労働省大臣官房労働統計調査部「統計からみたわが国の労働争議」
- (87) 守屋典郎「改訂紡績生産費分析(上)」
- (88) 小笠原栄治編「北海道鉱業誌」
- (89) 中央職業紹介事務局「本邦製糸業労働事情」
- (90) 大正7・9・20刊, 賀川豊彦「貧民心理之研究」
- (91) 風間八十雄「浮浪者と売笑婦の研究」
- (92) 楳西光速他「日本における資本主義の発達(上)」
- (93) 守屋典郎「日本資本主義発達史」, 青木新書版
- (94) 豊田四郎「日本資本主義発達史」, 青木文庫版
- (95) 男爵団琢磨伝 上下
- (96) 司法研究第八輯(昭和3・12), 報告書集二所収・石田 広「所謂監獄部屋の研究」
- (97) 田中惣五郎編「資料日本社会運動史 第一巻」
- (98) 西田長寿「都市下層社会」
- (99) 岸本英太郎「日本労働政策小史」
- (100) 岸本英太郎「日本絶対主義の社会政策史」
- (101) 岸本英太郎「日本労働運動史」
- (102) 大河内一男「労働問題」
- (103) 明治22・6・1刊, 伊藤博文「帝国憲法・皇室典範義解」
- (104) 穂積八東「憲法提要」
- (105) 美濃部達吉「憲法提要」
- (106) 大正10・2・11刊, 清水 澄「国法学第一巻憲法編(改訂増補)」
- (107) 藤田綱雄「明治憲法論」
- (108) 大正6・1・4刊, 上杉慎吉「穂積八東先生遺稿憲政大意」

- (109) 美濃部達吉「逐条憲法精義」
- (110) 寛 克彦「大日本帝国憲法の根本義」
- (111) 宮越信一郎「日本憲政基礎資料」
- (112) 渡辺幾治郎「日本憲法制定史講」
- (113) 伊藤博文「憲法志料 上中下」
- (114) 司法省編「憲法資料前輯後輯」
- (115) 伊藤博文編「秘書類纂帝國議會資料 上下」
- (116) 山崎 巖「救貧法制要義」
- (117) 明治44・9・30刊, 谷津慶次「最新警察法令義解」
- (118) 明治21・5刊, 草野省三編「刑法・治罪法俗解」
- (119) 細川亀市「日本近代法制史」
- (120) 明治文化全集・憲政篇, 同法律篇, 同政治篇, 同自由民権篇, 同社会篇
- (121) 鶴飼信成他編「講座・日本近代法発達史」第1～8巻
- (122) 明治27・10・25刊, 丹波五郎編「現行類纂明治法典」
- (123) 春嶺公追頌会「伊藤博文伝 上中下」
- (124) 明治史料研究連絡会編「明治権力の法的構造」
- (125) 同上編「民権論からナショナリズムへ」
- (126) 信夫清三郎「自由民権と絶対主義」
- (127) 日本評論新社版, 法學理論篇, 蠟山政道「近代官吏制度の発達」
- (128) 平野義太郎「國家権力の構造」
- (129) 鈴木安藏「明治維新政治史」
- (130) 小野寿人「明治維新前後に於ける政治思想の展開」
- (131) 渡辺幾治郎「明治天皇と立憲政治」
- (132) 尾佐竹猛「維新前後に於ける立憲思想」
- (133) 林田亀太郎「日本政党史 上下」
- (134) 平野義太郎「日本資本主義社会の矛盾」
- (135) 大正5・11・23刊, 植原悦二郎「日本民権発達史」
- (136) 清水金八「民権発達史」
- (137) 平野義太郎「民権運動の発展」
- (138) 信夫清三郎「明治政治史」
- (139) 清水 伸「独乙に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法」
- (140) 大正6・12・10刊, 齋藤熊藏「日本政党発達史」
- (141) 岩田 新「日本民法史」
- (142) 辻 清明「日本官僚制の研究」
- (143) 石田 雄「明治政治思想史研究」
- (144) 板垣退助監修「自由党史」第1～4冊, 青木文庫版
- (145) 日本国政事典刊行会「日本国政事典」1～3
- (146) 遜田秀春編, 日本國家科学大系 第5巻 法律学, 第6巻 法律学, 第7巻 法律学
- (147) 厚生省労働局編「労働保護法規集」
- (148) 河原田稼吉「労働行政綱要」
- (149) 文部省実業学務局編「実業教育50年史」
- (150) 佐藤誠実「修訂日本教育史」
- (151) 明治42・11・22刊, 藤原喜代藏「明治教育思想史」
- (152) 大正14・4・20刊, 砂川寛榮「日本家族制度史研究」
- (153) 日本法理研究会「日本國家の法理的考察」
- (154) 澁川政次郎「日本法律思想の特質」
- (155) 清原 貞「神道史」
- (156) 堀之内誠吉「日本精神と政治の根源」
- (157) 補永茂助「日本思想の研究」
- (158) 田崎 仁「皇道原理と絶対臣道」
- (159) 河野省三「国体觀念の史的研究」

- (160) 井上 清「日本の軍国主義Ⅰ・Ⅱ」
 (161) 「加藤高明 上下」
 (162) 大正6・2・5刊,「公爵桂太郎伝坤乾」
 (163) 北 輝一「國体論」
 (164) 里見岸雄「國体憲法学」
 (165) 菊池勇夫「日本労働立法の発展」
 (166) 鈴木文治「労働立法論」
 (167) 社会局労働部「本邦に於ける労働協約の概況」
 (168) 松沢 清「改正工場法(就業制限論)」
 (169) 柴田彦彦「労働法規及社会法規」,特別法規判例学説全集Ⅰ
 (170) 末弘厳太郎「日本労働組合運動史」
 (171) 我妻東策「明治社会政策史」
 (172) 横溝光暉「日本社会主義運動史講話」
 (173) 岸本英太郎「社会政策論の根本問題」
 (174) 戸田武雄訳,「ゾムバルト社会政策の理想」
 (175) 近藤文二「社会保険」
 (176) 国際労働局編「各国法制上より見たる労働団結の自由」
 (177) 山崎正一編「日本の近代思想」,講座・現代の哲学 V
 (178) 中川善之助他編,家族問題と家族法Ⅰ「家族」,Ⅴ「扶養」,Ⅶ「家事裁判」
 (179) 労働省労働統計調査部編「わが国労働関係法令の系譜」
 (180) 我妻 栄「近代法における債権の優越的地位」
 (181) 永田広志「日本封建制イデオロギー」
 (182) 神山茂夫「天皇制に関する理論的諸問題」
 (183) 歴史学研究会編「日本社会の史的究明」
 (184) 大正14・7・20刊,西島弥太郎訳「レオン・デュギー私法変遷論」(Léon Duguit, Les Transformations générales du Droit privé depuis le Code Napoléon. [deuxième édition, 1920])
 (185) 山中康雄「近代法の性格」
 (186) 岡田隆平・速水敬二訳,「ヘーゲル法の哲学」(Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts [Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse])
 (187) 大正13・10・30刊,牧野英一「法律に於ける進化と進歩」
 (188) 恒藤 恭「法的人格者の理論」
 (189) 恒藤 恭「法律の生命」
 (190) 大河内一男「スミスとリスト」
 (191) 玉野井芳郎「リカアドからマルクスへ」
 (192) 磯村 哲「エールリッヒの法社会学 上下」,日本評論新社版,法学理論篇
 (193) 阿南成一訳「ラードブルヒ法哲学入門」(Gustav Radbruch, Vorschule der Rechtsphilosophie, verlag Scheler, Heidelberg, 1948)
 (194) 山中篤太郎「労働組合法の生成と変転」
 (195) 平野義太郎「法律に於ける階級闘争」
 (196) 佐々木惣一編「人間生活と法及び政治」
 (197) 石井良助「刑罰の歴史(日本)」,日本評論新社版,法学理論篇
 (198) 高柳真三「明治家族法史」,同上法学理論篇
 (199) 大正11・9・20刊,岡村 司「民法と社会主義」
 (200) 伊藤正己「法の支配」
 (201) 鶴飼信成「行政法の歴史的展開」
 (202) 鈴木安藏「日本憲法史」
 (203) 前島省三「日本政党政治の史的分析」
 (発行年月日を記さないものは主として昭和期の刊行を示す)

(昭和40年7月8日受理)